

兵庫県感染症対策専門委員会の廃止について

感染症対策専門委員会（以下、「専門委員会」という。）は、健康づくり推進条例に基づく「健康づくり審議会」の小委員会として設置されていますが、専門委員会で審議していた内容（県感染症予防計画の改定）については、令和4年12月の改正感染症法※第10条の2に基づく「兵庫県感染症対策連携協議会（以下、「連携協議会」という。）」で審議することになりました。

なお、感染症発生動向調査の分析など、その他の所掌事務についても、同協議会で審議した方が効果的・効率的であることから、「専門委員会」での審議は終了し、内部組織である「麻しん・風しん対策会議」を含め、「連携協議会」及び新たに「感染症対策専門部会（仮称）」を設けての審議に移行します。

<参考>

項目	現行	新組織
根拠法令	健康づくり推進条例	感染症法
組織	健康づくり審議会の小委員会として組織 ◇ 内部組織に「麻しん・風しん対策会議」を設置	連携協議会及び感染症対策専門部会（仮称）へ移行
所掌事務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 感染症発生動向調査に関すること。 2. 平常・緊急時の感染症の予防及びまん延の防止並びに医療の提供等に関すること。 3. 兵庫県感染症予防計画の改定に関すること。 4. 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関すること。 5. 感染症に関する研究の推進、人材の養成、知識の普及に関すること。 6. その他感染症の予防等及びまん延防止に関すること。 <p><u>なお、新事務分掌としては、現所掌事務に加え、予防計画の進行管理等の事務が加わる。</u></p>	<p>連携協議会</p> <p>▶ 左記の2、3、4を主に審議</p> <p>感染症対策専門部会（仮称）</p> <p>▶ 左記の1、5、6を主に審議</p> <p>麻しん・風しん対策会議</p> <p>▶ 個別疾患対策として審議</p>
人数	定数 15 人以内 (麻しん・風しん対策会議：5人)	協議会 29人 専門部会 15人(予定)

※感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律